

総社市告示第19号

総社市不妊治療助成金給付事業実施要綱（平成23年総社市告示第34号）の一部を次のように改正する。

平成29年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動項号を当該移動後号とし、移動項号に対応する移動後号が存在しない場合には、当該移動項号（以下「削除項号」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示、削除項号及び様式の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び様式の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動後様式を削る。

改正後	改正前
<p>総社市不妊に<u>悩む方</u>への特定治療助成金給付事業実施要綱</p> <p>（給付対象者）</p> <p>第3条 給付対象者は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>（1）岡山県不妊に<u>悩む方</u>への特定治療支援事業実施要綱（以下「<u>県要綱</u>」という。）第7条の規定による助成の決定を受けていること。</p> <p>（2）申請日において、夫婦の両者が本市に1年以上継続して住所を有していること。</p> <p>（3）給付対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと。</p> <p>（4）他の市町村から給付対象の特定不妊治療に対する同種の助成金等の給付を受けていないこと。</p>	<p>総社市不妊治療助成金給付事業実施要綱</p> <p>（給付対象者）</p> <p>第3条 給付対象者は、次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>（1）岡山県不妊治療支援事業実施要綱（平成16年8月27日付け県対第649号岡山県保健福祉部長通知。以下「<u>県要綱</u>」という。）第7条の規定による助成の決定を受けていること</p> <p>（2）<u>夫婦のいずれか一方又は両者が本市に住所を有してから開始する特定不妊治療であること</u></p> <p>（3）申請日において、夫婦の<u>いずれか一方又は両者が本市に1年以上継続して住所を有していること</u></p> <p>（4）給付対象者及び世帯員に市税の滞納がないこと</p> <p>（5）他の市町村から給付対象の特定不妊治療に対する同種の助成金等の給付を受けていないこと</p>

改正後	改正前
<p>(給付対象治療)</p> <p>第4条 給付の対象となる治療は、夫婦間で行う特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。）<u>及び特定不妊治療の一環として行った夫の精巣又は精巣上体から直接精子を採取する治療</u>とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第5条 1回の特定不妊治療（採卵準備のための投薬開始から1回の体外受精又は顕微授精に至るまでの治療過程をいう。以下この条において同じ。）に対する助成金の額は、給付対象治療に要する治療費等の額から<u>県要綱第5条第1項、第3項及び第4項</u>の規定による1回の特定不妊治療に対する助成金に相当する額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、1回の特定不妊治療につき10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(給付申請)</p> <p>第6条 助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付申請書（様式第1号）</u>に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書の写し</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(給付決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の給付の可否を決定し、<u>総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付（不給付）決定通知書（様式第2号）</u>により申請者に通知するものとする。</p>	<p>(給付対象治療)</p> <p>第4条 給付の対象となる治療は、夫婦間で行う特定不妊治療（卵胞が発育しない等により卵子採取に至らない場合を除き、医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中断した場合を含む。）とする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(助成金の額等)</p> <p>第5条 1回の特定不妊治療（採卵準備のための投薬開始から1回の体外受精又は顕微授精に至るまでの治療過程をいう。以下この条において同じ。）に対する助成金の額は、給付対象治療に要する治療費等の額から<u>県要綱第5条第1項</u>の規定による1回の特定不妊治療に対する助成金に相当する額を控除して得た額に2分の1を乗じて得た額以内の額とする。ただし、1回の特定不妊治療につき10万円を限度とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>2 助成金は、1年度当たり2回を限度とし、給付を受けた年度の合計が5年度に達するまでとする。</u></p> <p>(給付申請)</p> <p>第6条 助成金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、<u>総社市不妊治療助成金給付申請書（様式第1号）</u>に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) <u>不妊治療実施証明書（様式第2号）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>岡山県不妊治療支援事業承認決定通知書の写し</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(給付決定)</p> <p>第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査して助成金の給付の可否を決定し、<u>総社市不妊治療助成金給付（不給付）決定通知書（様式第3号）</u>により申請者に通知するものとする。</p>

改正後	改正前
<u>様式第1号（第6条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第1号（第6条関係）</u> 略
	<u>様式第2号（第6条関係）</u> 略
<u>様式第2号（第7条関係）</u> （別紙のとおり）	<u>様式第3号（第7条関係）</u> 略

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付申請書

年 月 日

総社市長 様

次のとおり不妊に悩む方への特定治療助成金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

また、審査にあたり総社市が市民税課税台帳等により確認を行うこと並びに、必要な場合には、県及び医療機関へ照会することに同意します。

（口座名義人） 申請者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名	印		
	住 所		電話番号	
配偶者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏 名			
	住 所		電話番号	
本市で、過去にこの助成金を受けたことがありますか。 ない ・ ある → 過去（ ）回受けた				
申請額	今回の治療費①	円（保険対象外負担額のみ）		
	県の交付決定額②	円		
	申請額 ① - ② × 1/2	円（上限10万円：1,000円未満切捨）		
助成金振込先	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本店 店 支店 支所 出張所	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	フリガナ			
	口座名義人			

添付書類

- 1 岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業受診証明書の写し
- 2 住民票（世帯全員）の写し
- 3 岡山県不妊に悩む方への特定治療支援事業承認決定通知書の写し

受付印欄	総社市記入欄		
	決定年月日	年 月 日	給付・不給付
	助成金額	円	

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

様

総社市長

印

総社市不妊に悩む方への特定治療助成金給付（不給付）決定通知書

年 月 日付けで申請のあった総社市不妊に悩む方への特定治療助成金について、下記のとおり決定したので通知します。

記

決定内容	給付	不給付
	給付決定額 (振込予定日 平成 年 月 日)	
不給付の理由		